

○中津市障害者福祉年金条例（抄）

平成16年12月28日中津市条例第51号

（目的）

**第1条** この条例は、障害者に障害者福祉年金（以下「年金」という。）を給付することにより福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害程度の等級が1級から4級までに該当する者
- （2） 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する療育手帳の交付を受けている者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（受給資格）

**第3条** 年金は、次の各号のいずれにも該当する障害者に対して給付する。

- （1） 20歳以上であること。
- （2） 規則で定める公的な年金を受けていないこと。
- （3） 本市に3月以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されていること。
- （4） 個人の前年度所得税が非課税であること。
- （5） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- （6） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付を含む。）を受けていないこと。

（申請及び認定）

**第5条** 障害者又はその扶養親族若しくは監護者で年金を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、当該申請のあった者に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

**第6条** 前項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給資格を失う。

- (1) 本市に居住しなくなったとき。
- (2) 第2条又は第3条第2号、第4号、第5号若しくは第6号に該当しなくなったとき。
- (3) 年金の受給を辞退したとき。
- (4) 死亡したとき。

2 前項各号のいずれかに該当することとなったときは、受給者（前項第4号にあっては、受給者の遺族）は、速やかに市長に届け出なければならない。